

今月の税務トピックス

(電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和3年度税制改正では、所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税に係る電子データの保存義務者は、令和4年1月1日以後に行われた電子取引（請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引）を行った場合の取引情報（請求書・領収書等）を電子データ（原本）の保存義務が規定されました（電帳法7）。

ただし、令和4年度税制改正では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までに電子取引を行う場合に電子データの書面又はCOM（以下「出力書面等」といいます。）の保存をもって、電子データの保存に代えることができる宥恕規定が創設されました（旧電帳規4③）。

そして、令和5年度税制改正では、令和6年1月1日から新たな猶予措置が創設されました（電帳規4③）。

本稿では、電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の改正前及び改正後の制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 令和5年度改正前制度の概要

令和4年1月1日以後においては、次に掲げる要件に従って、電子取引の取引情報に係る電子データを保存する必要があります。

1 改ざん防止の要件

次に掲げるいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 発行者側でタイムスタンプが付与された電子データを受領すること。
- ② ユーザー（受領者）側でデータの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与すること。
- ③ データの訂正・削除の履歴が残るシステム（サービス）を利用すること。
- ④ 改ざん防止等のための事務処理規程を作成・運用・備付けを行うこと。

2 見読可能装置の備付けの要件

ディスプレイ・プリンター等を備付け、その操作説明書を備え付けること。

3 検索機能の確保の要件

- ① 次の要件を充足した検索機能を確保していること。
イ 取引の日付、取引金額及び取引先

（記録項目）で検索できること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目について、その範囲を指定して条件を設定できること。

ハ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること。

- ② 税務調査に基づくダウンロードの求めに応じることとしている場合には、上記①ロ・ハの要件が不要とされる。また、その判定期間に係る基準期間における売上高が1,000万円以下である事業者は、上記①イ～ハの要件が不要とされます。

II 令和5年度税制改正

1 検索機能の確保の要件の見直し

税務調査に基づくダウンロードの求めに応じることとしている場合には、上記I 3①イ～ハ（改正前：ロ・ハ）の要件が不要とされます。また、その判定期間に係る基準期間における売上高が5,000万円（改正前：1,000万円）以下である事業者は、上記I 3①イ～ハの要件が不要とされます（電帳規4③⑥五）。

2 新たな猶予措置の創設

システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、出力書面等の提示・提出及びダウンロードの求めに応じができるようにしておけば、上記I 3①イ～ハの検索機能を確保の要件が不要とされる新たな猶予措置が創設されました（電帳規4③）。

3 適用関係

上記1及び2の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用されます（令和5年改正電帳規附則2②）。

おわりに

取引先から電子データで受領した請求書・領収書等又は取引先へ電子データで交付した請求書・領収書等の控え等が電子データに該当し、これらの電子データを授受する法人又は個人事業者が保存義務者とされます。

また、電子データ又は出力書面等は、税務調査期間（法人：10年間・個人：5年間）の保存が必要とされます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。